

## セグメント情報の規定イメージ（修正案）

**1. 学校法人会計基準の規定（イメージ）**

（計算書類の注記）

第〇条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

・・・

○ 学校法人の部門別の情報

**2. 文部科学省通知の記載（イメージ）****(1) 「A 当分の間」の通知イメージ****I. 「学校法人の部門別の情報」注記の追加**

1. 学校法人会計基準第〇条第〇号に規定する学校法人の部門（以下「セグメント」という。）別の情報については、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、事業活動収支計算書のセグメント別の明細を注記事項として表示するものとする。併せて、各セグメントの主な区分方法を注記すること。ただし、下記に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示するものとする。

<共通に表示すべきセグメント区分>

- ① 私立大学（短期大学を含む。）、私立高等専門学校
- ② ①以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校
- ③ 病院

**④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）**

ただし、上記②については、複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメント区分とすることができること（上記③についても同様とすること）。

**2. 「その他」の区分は、上記1①②③いずれにも該当しない収支を計上すること。**この場合、「その他」に含まれる主要な事業等の内容について注記すること。**ただし、「その他」の区分のうち、法人の判断により独立して表示することができること。**

**3. 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができること。**

4. 上記1～3に加え、詳細なセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示することが望まれること。

5. 上記1 **①②③**の表示すべきセグメントが、**④その他**以外に一のみの法人については、その

旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できること。

6. セグメントごとに表示すべき事業活動収支計算書の明細は、「教育活動収入計」、「教育活動支出計」、「教育活動収支差額」、「教育活動外収支差額」、「経常収支差額」、「特別収支差額」、「基本金組入前当年度収支差額」、「基本金組入額合計」、「当年度収支差額」とすること。ただし、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、これら主要な収入及び支出の内訳についても、積極的に開示することが望まれること。
7. セグメント間に共通する収入額及び支出額について、原則として経済実態をより適切に表す配分基準により配分する。ただし、例外として「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文部省管理局长通知）に記載の計上方法を採用することができること。併せて、収入及び支出の各セグメントへの主な計上方法を注記すること。
8. セグメント情報の記載にあたっては、収入及び支出の配分方法等について継続性が維持されるように配慮すること。なお、記載対象セグメント、収入及び支出の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これを省略することができること。
9. 注記事項の記載方法については、別添○「注記事項記載例」を参考にされたいこと。

## II. 当分の間の取扱い

1. セグメント間に共通する収入額及び支出額について、経済実態をより適切に表すため、各セグメントに適切に配分する基準を継続して検討する予定であることから、当該基準が策定されるまでは上記 I. 7. によらず、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文部省管理局长通知）に記載の配分基準によりセグメントを区分すること。
2. 経済実態をより適切に表す配分基準が策定されるまでは、上記 I. 1. <共通に表示すべきセグメント区分>①③を集約可能とすること。

(注記事項記載例)

## &lt;例①&gt;

○. 学校法人の部門（セグメント）別の情報

科目	部門					
	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等 専門学校	幼稚園・小学 校・中学校・ 高等学校・専 門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

- (注) 1. セグメント情報は拠点区分別（設置学校・附属施設別）の収支情報内訳を示すものであり、理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報ではない。
2. 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「〇〇大学」「〇〇短期大学」「〇〇高等専門学校」「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等」「病院」「その他」に区分している。「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等」には、附属幼稚園、・・・を含んでいる。「その他」には、〇〇部門、△△研究所、学校法人部門を含んでいる。
3. 収入又は支出の各セグメントへの主な計上方法は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文部省管理局長通知）に記載の計上方法を採用している。

## &lt;例②&gt; II. 当面の取扱い2. を採用している場合

○. 学校法人の部門（セグメント）別の情報

科目	部門		
	大学・短大・ 高専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			

<u>経常収支差額</u>			
<u>特別収支差額</u>			
<u>基本金組入前当年度収支差額</u>			
<u>基本金組入額合計</u>	<u>△</u>	<u>△</u>	<u>△</u>
<u>当年度収支差額</u>			

- (注) 1. セグメント情報は拠点区分別（設置学校・附属施設別）の収支情報内訳を示すものであり、理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報ではない。
2. 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「大学・短大・高専」「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等」「その他」に区分している。  
「大学・短大・高専」には、〇〇大学、・・・を含んでいる。  
「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等」には、〇〇附属幼稚園、・・・を含んでいる。  
「その他」には、〇〇部門、△△研究所、学校法人部門を含んでいる。
3. 収入又は支出の各セグメントへの主な計上方法は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文部省管理局长通知）に記載の計上方法を採用している。

## (2) 「B『経済実態をより適切に表す配分基準』策定後」の通知改正後イメージ

### I. 「経済実態をより適切に表す配分基準」について

1. セグメント間に共通する収入額及び支出額の配分基準について、経済実態をより適切に表す配分基準の内容は以下のとおりとする。

・・・(略)・・・

○. 経済実態をより適切に表す配分基準の策定に伴い、令和6年〇月〇日〇号通知の2「当面の取扱い」は廃止する。

<参考>第3回資料3「セグメント情報の規定イメージ（案）」抜粋

## 2. 文部科学省通知の記載（イメージ）

1. 学校法人会計基準第〇条第〇号に規定する学校法人の部門（以下「セグメント」という。）別の情報については、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、事業活動収支計算書のセグメント別の明細を表示するものとする。併せて、各セグメントの主な区分方法を注記すること。ただし、下記に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示するものとする。

<共通に表示すべきセグメント区分>

- ①私立大学（短期大学を含む。）、私立高等専門学校
- ②①以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- ③病院

ただし、上記②については、複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメント区分とすることができること（上記③についても同様とすること）。

- 2. 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配賦しなかった収支を計上することができること。
- 3. 「その他」の区分を設けることができること。この場合、「その他」に含まれる主要な事業等の内容について注記すること。
- 4. 上記1～3に加え、詳細なセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示することが望まれること。
- 5. 上記1の表示すべきセグメントが一のみの法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できること。
- 6. セグメントごとに表示すべき事業活動収支計算書の明細は、教育活動収入、教育活動支出、教育活動収支差額、教育活動外収支差額、経常収支差額、特別収支差額、基本金組入前当年度収支差額、基本金組入額合計、当年度収支差額とすること。ただし、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、これら主要な収入及び支出の内訳についても、積極的に開示することが望まれること。
- 7. 収入又は支出の各セグメントへの主な計上方法を注記すること。なお、「資金収支内訳表等の部門別経常及び配分について」（昭和55年11月4日文部省管理局長通知）に記載の計上方法を採用している場合には、その旨を注記すること。
- 8. セグメント情報の記載にあたっては、収入又は支出の配分方法等について継続性が維持されるように配慮すること。なお、記載対象セグメント、収入又は支出の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、セグメント情報に与えている影響が軽微な場合には、これを省略することができること。
- 9. 注記事項の記載方法については、別添〇「注記事項記載例」を参考にされたいこと。

(注記事項記載例) ※網掛け部分が共通に表示すべき項目

○. 学校法人の部門(セグメント)別の情報

									(単位:円)
科目	部門	学校法人 共通	(何) 大学	(何) 短期 大学	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	病院	その他	合計	
		教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金					
手数料									
寄付金									
経常費等補助金									
付随事業収入									
雑収入									
	<b>教育活動収入計</b>								
事業活動支出の部	人件費								
	教育研究経費								
	管理経費								
	徴収不能額等								
	<b>教育活動支出計</b>								
	<b>教育活動収支差額</b>								
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金							
		その他の教育活動外収入							
		<b>教育活動外収入計</b>							
	事業活動支出の部	借入金等利息							
		その他の教育活動外支出							
	<b>教育活動外支出計</b>								
	<b>教育活動外収支差額</b>								
	<b>経常収支差額</b>								
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額							
		その他の特別収入							
		<b>特別収入計</b>							
	事業活動支出の部	資産処分差額							
		その他の特別支出							
	<b>特別支出計</b>								
	<b>特別収支差額</b>								
	<b>基本金組入前当年度収支差額</b>								
	<b>基本金組入額合計</b>	△	△	△	△	△	△		
	<b>当年度収支差額</b>								
(参考)									
	事業活動収入計								
	事業活動支出計								

(注) 各セグメントの主な区分方法は…。

収入又は支出の各セグメントへの主な計上方法は…。